

義認、聖化そして契約

——パウロの「義認」理解——

伊藤明生

序

通常、*οἰκονόμη* というギリシャ語の動詞は、新約聖書で「義と認める」と訳されている⁽¹⁾。この訳語の妥当性はさておき、筆者には、*οἰκανός* 及び同根の名詞 *οἰκανοστική* の用例から見ると、これらの用語は、組織神学での義認の教理よりも、更に広い意味内容に及んでいると思われる。即ち、新約聖書での用例から言つと、*οἰκεῖος*、*οἰκανοστική* の意味を義認に限定することはできず、時には聖化の教理の内容も含んでいるかもしれない。そして、この二つの語の背後には、義認の教理に見られる法廷概念というよりも、むしろ契約概念が基本的概念として考えられる。

一、問題提起——ヤコブ書より

最も顯著な例としては、ヤコブの手紙での用例を挙げることができる。ヤコブの手紙二・十四一一六には、「行ないによる義認」が論じられている。そして、この箇所の内容が端的に要約されているのが、二・二四に他ならない。新改訳では「人は行ないによって義と認められるのであって、信仰だけによるものではないことがわかるでしょう。」となっている。ヤコブの「行ないによる義認」とパウロの「信仰義認」とが真向うから対立し、相入れないもの⁽²⁾としない限りは、多くの注解者たちが指摘しているように、ヤコブの *oikarōn* (新改訳ではパウロ書簡で同様に「義と認める」と訳されている) の意味内容を多少なりとも、パウロの *oikarōn* と区別して理解する必要が生じると思われる⁽³⁾。即ち、組織神学での義認の教理の内容のみならず、聖化の教理の内容をも含めていると言うことができる。換言すると、法廷概念だけではなく、道徳的、倫理的な意味をも認めなければならないことになる。

それでは、*oikarōn* という動詞は、ある時には「義認」だけを意味し、ある時には「義認十聖化」を意味する」とになる。「義認」だけを意味する *oikarōn* と「義認十聖化」を意味する *oikarōn* との背後に、何か共通の基本的な概念があるのではないか。本稿では、*oikarōn* の基本的概念は「義認」(法廷概念) そのものではなく、パウロとヤコブとの両者の用例に共通な概念として契約概念がある、と論じていく。

先ず、ヤコブの *oikarōn* の用例は、どうであろうか。ヤコブの手紙二・二二の用例に契約概念が示唆されている。ヤコブの手紙二・二二は、新改訳で「私たちの父アブラハムは、その子イサクを祭壇にささげた時、行ないによつて義と認められたではありませんか。」となつていて。ここに見られる「アブラハムに認められた義」は、ユダヤ教での「アブラハムに認められた義」の理解に非常に類似していると考えられる。第一マカベア書二・五二には

「アブラハムは試みられた時、忠実だと認められ、それが彼にとつて義とみなされたではないか⁽⁴⁾。」と記されている。この箇所では明らかに、「アブラハムに認められた義」と彼の忠実さとが結び付けられている。また、ベン・シラの知恵四四・二十には「彼(アブラハム)は、いと高き方の律法を守り、彼(神)との契約のうちにに入った。彼(神)は、彼(アブラハム)の肉のうちに契約をたて、試みられた時、忠実だと認められた⁽⁵⁾。」と記されている。ここでは、アブラハムの忠実さが、主とアブラハムとの契約に結び付けられている。そして、二つのテキストで、アブラハムが忠実と認められたのは、「試みられた時」(直訳、「試みにおいて」*κατεπεισθη*)とされている。この「試みられた時」は、創世記二三章の「その子イサクを祭壇にささげた時」のことを指していると容易に考えられる。とすれば、ヤコブの手紙二・二二の *oikarōn* の用例を、第一マカベア書二・五二との関係で「忠実さ」と結び付け、更には、ベン・シラの知恵四四・二十との関係で「契約」と関連付けられるのではないか。

以上、余り明白ではないが、ヤコブの *oikarōn* の用例の背後に契約概念が示唆されているように思われる。この議論を強めるのが、ヤコブの手紙二・二三に創世記十五・六が引用されていることに他ならない。後に、ローマ人の手紙四章との関連で見る通り、創世記十五・六に契約概念を認めるのは困難ではない。このように、ヤコブの *oikarōn* の用例を契約概念として理解するのが正しいとするならば、逆にヤコブの用例からパウロの *oikarōn* を再考する余地も十分考えられる。本稿では、パウロ書簡から三箇所を見ていくことにする。先ず、ガラテヤ諸教会への手紙二・十五一一一、そしてローマ人への手紙四章、最後にローマ人への手紙一・十七、三・一一一一一、十三などに見られる「神の義」を見ていただきたい。

二、ガラテヤ諸教会への手紙二・十五一二

ガラテヤ諸教会への手紙二・十五一二では、アンテオケでの出来事(二・十一一十四)を踏まえて、パウロは信仰義認を論じている。アンテオケでの出来事とは、ケパ即ち、ペテロがアンテオケに来た最初には、異邦人キリスト者と食卓を共にしていたにも拘わらず、ヤコブの所からある人々が来た時、「割礼派の人々を恐れて」、異邦人キリスト者と一線を画するようになつたことである。ペテロのみならず、パウロの同僚者バルナバさえも仲間に引き寄せてしまつた。パウロは、このようなユダヤ人キリスト者たちの行動は、福音の真理に反するとして、特にリーダー格のペテロを糾弾した。

アンテオケの出来事をめぐつては詳細に不明な点が多い。例えば、「ヤコブからのある人々」と「割礼派の人々」とは同一人物か。エルサレム教会の指導者ヤコブは、どのように出来事に拘わつていたか。また、この出来事の結果は、どうなつたか⁽⁷⁾。しかし、はつきりしているのは、中心となつた問題は、食事規定の有効性に他ならない。しかも、ペテロ、バルナバ他、アンテオケにいたユダヤ人キリスト者たちは、パウロと基本的には意見が同じであつたと思われる。ユダヤ人キリスト者は食事規定を無視して、異邦人キリスト者と食事を共にしてよい、と⁽⁸⁾。しかし、外部から何らかの介入があり、パウロ以外のユダヤ人キリスト者たちは異邦人キリスト者たちから一線を画した。ある種の便宜的、政治的判断で行動したと思われるが、パウロにとつては福音の真理に拘わる一大事であつた。このような背景を踏まえて、パウロは論じている⁽⁹⁾。先ず、十五節で、パウロは唐突にも意外なことを語つくる。「私たちは生まれながらのユダヤ人であつて、異邦人のような罪人ではありません。」と。異邦人は罪人であつて、生まれながらのユダヤ人は罪人ではない、という奇妙な図式である⁽¹⁰⁾。「奇妙な図式」とは言つても、あくまで

も私たちの神学の枠内でのことでしょう。私たちは、罪とか罪人とかを、ローマ人への手紙一章から三章で論じられている「すべての人は罪人」、「義人はいない。一人もいない。」の図式で考えてしまいがちである。しかし、パウロは少々、異なる視点から語つている。一言で言えば、伝統的なユダヤ人と異邦人との区別と言える⁽¹¹⁾し、ユダヤ教の義認論とも言える。そして、背後にある基本的な考えは契約概念に他ならない⁽¹²⁾。イスラエルの神、主との契約のうちにいるか、否かが、義人か罪人かの区別となつていた。従つて、異邦人ではあつても、改宗し、契約のしるしである割礼を受けければ、契約のうちにおり、義人となつた⁽¹³⁾。

以上のように、ガラテヤ諸教会への手紙二・十五には、契約に基く、ユダヤ教の義認論が提示されていて、パウロは、それを否定していない。そして、十六節へと論を進めていく。すると、十六節でも、義認が契約概念として理解されているのではないか⁽¹⁴⁾。つまり、律法の行ない⁽¹⁵⁾に基く契約とキリスト・イエスを信じる信仰⁽¹⁶⁾に基く契約とが比較され、キリストの十字架の御業がなされた今は、律法の行ないに基く契約は、もはや有効ではない⁽¹⁷⁾、とパウロは論じている。

新改訳聖書では、十六節は次のように訳されている。「しかし、人は律法の行ないによつては義と認められず、ただ⁽¹⁸⁾キリスト・イエスを信じる信仰によつて義と認められる、ということを知つたからこそ、私たちもキリスト・イエスを信じたのです。これは、律法の行ないによつてではなく、キリストを信じる信仰によつて義と認められるためです。なぜなら、律法の行ないによつて義と認められる者は、ひとりもいないからです。」と。原文では *κακοίων* という動詞が三回使われ、三回とも時制が異なる。最初の *κακοίων* (新改訳では一回、訳されている。) は、直説法現在時制、一番めのものが、接続法不定過去時制、三番めのものが、直説法未来時制となつていて、時制の相違を考慮に入れ、十五節からのつながりで *κακοίων* を契約概念とする、最初の *κακοίων* は、神との契約関係にある状

態を指し、あの二つは契約に入る（あるいは、を結ぶ）ことを意味していると考えられる⁶⁰。もし、この読み方が正しいとすると、最初の現在時制の *δικαιόω* は「義認」よりも広い意味内容を指すことになる。

そして、十七節では、再び、ユダヤ教の義認論が言及されている。「しかし、もし私たちが、キリストにあって義と認められることを求めながら、私たち自身も罪人であることがわかるのなら、キリストは罪の助成者なのでしょうか。そんなことは絶対にありえない」とです。」と。ここで「罪人」は明らかに、十五節の「罪人」と同じ意味に他ならない⁶¹。即ち、キリストを信じる信仰に基く契約に入ろうとして、律法を破つてしまえば、律法の行ないに基く契約によれば、「罪人」、契約の外ということになる。とすれば、当然のこととして、疑問が湧いてくる。キリストは「罪の助成者 (*ἀναπλιάς ὁ ἀκονοῦ*)」となることになるではないか、と。明らかに、ここでは二つの契約、あるいは二つの義認論が衝突する。先ず、パウロは何の説明も加えず、ただ否定している。「そんなことは絶対にありえないことです。」と。

パウロは、この強調した否定 (*ὴ μηνούτω*) の根拠を十八、十九節で提示している⁶²。即ち、建物（十八節）や十字架（十九、二十節）を象徴的に使い、律法の行ないに基く契約に対し、キリストを信じる信仰に基く契約の優位性が語られている。換言すると、キリストの救いの御業の結果、律法の行ないに基く、契約、義や罪の概念は相対化されてしまった、ということになる。従つて、キリストを信じる信仰に基く契約は、律法の行ないに基く契約を超越し、信仰に基く契約に入るため、もしくは留まるために、律法の契約を破棄したとしても、問題にならない（一一節参照）。

以上、簡単にガラテヤ諸教会への手紙一一・十五一二を見てきた。法廷概念としての義認だけではなく（これ自体を否定する意図はない）、契約概念としての「義認」を明瞭に認めたことができたと思う。次に、ローマ人への手

紙四章を見てみたい。

三、ローマ人への手紙四章

ローマ人への手紙四章では、アブラハムの信仰を根拠にして、信仰義認が論じられている。創世記十五章六節「彼（アブラハム）は主を信じた。主はそれを彼の義と認められた」⁶³の解釈が提示されているといえる⁶⁴。とすれば、パウロが義認を契約概念として捉えていたということは容易に想像できる。創世記十五章には、アブラハム（実は、まだアブラムと呼ばれていた）と主との契約が結ばれた経緯が記されている。雌牛と雌やぎと雄羊と山鳩とを持って来て、アブラムは鳥以外は「真二つに切り裂き、その半分を互いに向かい合わせ」（十五・十）たと書かれていた。そして、「日は沈み、暗やみになった時、その時、煙の立つかまとど、燃えているたいまつが、あの切り裂かれたものの間を通り過ぎた。その日、主はアブラムと契約を結ん」（十五・十七、十八）だと書き記されている。このような文脈で、アブラムは先ず外に連れ出されて、「あなたの子孫は星のように数え切れなくなる。」と主が仰せられ、信じた。即ち、主の約束をアブラムが信じ、それを土台にして、主はアブラムと契約を結んだことになる。従つて、「主はそれを彼の義と認められた。」あるいは、パウロが引用しているように、ギリシャ語訳に従つて、「それが、彼の義とみなされた。」と言う時、主がアブラムを、契約を結ぶに相応しい者と做す、という意味合いを認めることができる。勿論、以上見たのは、創世記十五章のことであつて、パウロが、そう理解していたかどうか、創世記十五章全体を踏まえて、六節を理解していたかどうかは、別の問題かもしれない。しかし、勿論、議論の余地は確かに認めなければならないが、往々にして、パウロは旧約聖書を、その文脈を踏まえて解釈し、引用していたと言えると思う。

ところで、創世記十五・六に基いて、信仰義認が論じられているローマ人への手紙四章には、興味深い一節がある。十一節である。²⁴「彼（アブラハム）は、割礼を受けていないと信仰によって義と認められたことの証印として、割礼というしるしを受けた。」と。実は、この箇所は直訳すると、「信仰の義の証印として割礼のしるしを受けた（σήμειον ἐλαφεγ περιτομῆς σφραγίδα τῆς δικαιοσύνης τῆς πίστεως…）」となる。原文中の属格の「の」に、あいまいさがある²⁵こと、原文では「義と認められたこと」ではなく、只単に「義」という名詞が使われていることが、新改訳と異なっている。確かに、属格の「の」にはあいまいさがあるとはいっても、意訳であることと、一貫性の問題を除けば、全く問題はないと思われる。パウロは、しばしば「義（δικαιοσύνη）」という名詞を、ほとんど「義認」の意味に用いている。また、ローマ人への手紙四章で中心的な役割を演じている創世記十五章六節では *λογίζουσι*（做す、勘定する）という動詞と *δικαιοσύνη*（義）という名詞が使われているが、明らかにパウロは義認の意に解している。二節と五節とでだけ *δικαιόω* という動詞が使われている。

一貫性というのは、例えば、十三節では「信仰の義（δικαιοσύνη πίστεως）」と訳されている。十一節の訳し方に従えば、「信仰によつて義と認められたこと」と訳すべきかもしない。

細かいことは、ともかく、このローマ人への手紙四・十一で注目に価するのは、「義」もしくは新改訳の「義と認められたこと」（δικαιοσύνη）が、ほとんど「契約」の類語として用いられて「いる」とに他ならない²⁶。創世記十七章で、主はアブラハムに割礼を施すように命じているが、そこでは割礼を契約のしるしとしている。「あなたがたは、あなたがたの包皮の肉を切り捨てなさい。それが、私とあなたがたの間の契約のしるしである。」（創世記十七

・十一）と。ユダヤ教で割礼を証印と做す、明確な証拠は、パウロより後のラビ文献にしかない²⁷が、たぶんパウロの頃には比較的一般的な理解であつたと思われる。そして、割礼というしるし、契約のしるしを義の証印と做す時、「義」という語に契約概念を読み取ることができる²⁸。

四、「神の義」

ローマ人への手紙一・十七、三・五、二一、二二、十・三に「神の義（δικαιοσύνη θεοῦ）」という表現が用いられている²⁹。パウロの義認理解との関連で、「神の義」を扱うのは、一つには、この表現がローマ人への手紙の重要な主題と考えられていることと、もう一つには、ルター以来、パウロの義認理解の中心に据えられていることによる³⁰。ローマ人への手紙一・十七の「神の義」を十八節の「神の怒り」と類義的に理解するのではなく、むしろ罪人を義とする神の義と理解したことにルターの信仰義認理解、ひいては「宗教改革」の出発点があった、とは衆知のことである。

さて、これほど重要視されている表現であれば、それだけ研究もなされ、細かいことについては多くの異なる見解が発表されている³¹。本稿では、パウロの「神の義」について詳細に論じることはできない。ただ、大雑把に言えば、二つの意味合いがあると言える。法廷概念もしくは裁判的な意味合い、そして終末的あるいは黙示的概念、最後に契約概念などができる³²。この最後の契約概念としての「神の義」についてのみ、以下に触ることにする。

近年の旧約聖書、ユダヤ教、新約聖書での「義」の研究を見ると、道徳的、あるいは倫理概念³³ではなく、関係概念だという結論が出ている³⁴。この関連で興味深いことが旧約聖書に二つ程ある。

一つは、ヘブル語本文では、ヘセド（恵み）が使われているのに、70人訳ギリシャ語訳聖書では *δικαιοσύνη*（義）

と訳されている例が、いくつかある^四。「セド」と言えば、「恵み」とか「憐み」とか訳され、関係概念あるいは契約概念と言える。そのような語が *דְּבָרֶתְּךָ* と訳されているのは興味深い。創世記十九・十九、二十一・十三、二一・三三、二一四・二一七、三二・十、出エジプト記十五・十三、三四・七 罷言「十・二八（70人訳では二二節）、イザヤ書六・三・七で、このような現象が見つかる。理論的には、いくつかの説明が可能と思われるが、ヘセドとツエデクあるいはツエダーカーと意味上、重なる部分があることなどから、70人訳の訳者にとって、ヘセドの意味がある^五。*דְּבָרֶתְּךָ* に含まれていると判断したと思われる。具体的に、聖書箇所を見てみると、創世記十九・十九は、ソドムが主の裁きで破壊される前に、アブラハムのおいのロトが御使いに救い出される際に、ロトが御使いに言つてゐる言葉である。「『』覽ください。このしもべはあなたの心にかない、あなたは私のいのちを救つて大きな恵みを与えてくださいました。（直訳：あなたのしもべは、あなたの目に憐みを見つけ、あなたは私のいのちを生かして、あなたの恵みを大きくして下さいました。）しかし、私は、山に逃げることができます。……。』」の新改訳で、「恵み」と訳されている語が、ヘブル語本文でヘセド、70人訳では *דְּבָרֶתְּךָ* となつてゐる。そして、70人訳の翻訳では、文脈その他でヘセドという語の意味が大きく変化するような翻訳上の変更は見つからない。以上、この現象から、ギリシャ語 *δικαιοσύνη* に関係概念としての意味合いがあることを確認できる。

もう一つのこととしては、旧約聖書で神ご自身のツエデク、ツエダーカーが言われる時、ご自身の民イスラエルとの契約が往々にして前提となつてゐることである。例えば、第一サムエル記十二・七、ダニエル書九・十六、ミカ書六・五を挙げることができる。いずれも、契約と関連した文脈で、ツエダーカーの複数形が使われ、新改訳では「正義のみわざ」もしくは「正しいみわざ」と訳されている。更には、詩篇やイザヤ書では、ツエデク、ツエダーカー（義）と「救い」とが、ほとんど類語として用いられている。契約の恵みが究極的には、神の民を契約のうち並行となつてゐるツエダーカーが「勝利」と訳されている。「私は、私の勝利を近づける。それは遠くない。私の救いは遅れることがない。」

更に、旧約聖書での関連語との拘わりも興味深い^四。例えば、エメットは先に触れたヘセドと密接に関連している

が、イザヤ書四八・一やゼカリヤ書八・八などでは、ツエダーカーと並行に用いられている。「……イスラエルの神を求めるが、誠実をもつてせず、また正義をもつてしない。」（イザヤ四八・一）「……私は眞実と正義をもつて彼らの神となる。」（ゼカリヤ書八・八）また、ツエダーカーに密接に関連している語として、ミシユパートを挙げることもできる。そして、イザヤ書三十・十八などでは、ミシユパートの用例から契約的なニュアンスを読み取ることができる。「それゆえ、主はあなたがたに恵もうと待つておられ、あなたがたをあわれもうと立ち上がる。主は正義の神（エローヘー・ミシユパート）であるからだ。……。」と^四。

以上のような、ツエデク、ツエダーカーの用例は、旧約聖書に留まることなく、中間時代の死海写本、旧約偽典外典及び、初期ラビ文献などにも見られる^四。しかし、むしろ、ここで大切なのは、以上のような、ツエデク、ツエ

ダーカー、*δικαιοσύνη* の用例がローマ人への手紙の文脈での「神の義」の意味として相応しいか否かに他ならない。⁴⁸

以上見てきたような義の概念、契約的な用例がローマ人への手紙で最も明らかに見られるのは、三：五と思われる。ローマ人への手紙三：三—七でパウロが問題にしているのは、神様がご自身の民イスラエルと結んだ契約に対する、い)自身の忠実さといったことに他ならない。イスラエルの民が契約に対して不忠実であったので、一体、神様の側の契約に対する忠実はどうなるのか、ということである。従つて、五節の「私達の不義 (*ἡ ἀδίκια τὴμων*)」とは、第一義的には、契約の民イスラエルの、契約の神主に対する不義、不忠実と解するべきではないか。そして、三節の「神の眞実 (*τῆς πίστης τοῦ θεοῦ*)」、五節の「神の義 (*θεοῦ δικαιοσύνην*)」、七節の「神の真理 (*ἡ ἀληθεῖα τοῦ θεοῦ*)」とは基本的に同じ内容、即ち、神の、イスラエルとの契約に対する忠実さを指していくと考えられる。しかし、三章二十一節（そして、一二五、二六節）の「神の義」も類似の意味で理解できるかもしれない。「律法と預言者によつてあかしされて、神の義が示されました。」（新改訳）あるいは「律法と預言者によつてあかしされていた神の義が現われた。」

更に、十章三節の「神の義」についても、契約との関係で理解しなければならないと思われる。⁴⁹ ローマ人への手紙九章から十一章では、ユダヤ人の救いが問題とされているが、換言すると、キリストの救いの御業によって、神の、い)自身の民イスラエルとの契約は一体どうなつたのか、神の、契約に対する忠実さが論じられている。三章の冒頭で触れられた課題を詳しく論じている箇所と言える。「といふのは、彼らは神の義を知らず、自分自身の義を立てようとして、神の義に従わなかつたからです。」と。神が、い)自身の民イスラエルと結んだ契約であるにも拘わらず、神の定めた契約規定を知らず、従わず、自分勝手な契約規定にのつてしまつた、と読めるのではないか。

以上、部分的にではあるが、パウロの*δικαιόω*、*δικαιοσύνη* の用例を見てきたが、それらは從来から福音主義の組織神学で強調されてきた、法廷概念の義認のみならず、聖化を含む意味での契約概念として用いられていると結論である。

五 結 論

以上、部分的にではあるが、パウロの*δικαιόω*、*δικαιοσύνη* の用例を見てきたが、それらは從来から福音主義の組織神学で強調されてきた、法廷概念の義認のみならず、聖化を含む意味での契約概念として用いられていると結論である。

注

◎ 本稿は、一九九一年五月十二日（月）、お茶の水で開かれた日本福音主義神学会東部々会春季研究会で行なった研究発表「契約概念としきの義認」に手を加えたものである。研究会の際に、よし御批判、御意見を提供して下さった諸先生方に心より感謝したい。勿論、本稿の内容に関しては、筆者のみが責任を負うものとする。

(1) 新改訳聖書刊行会訳「新改訳聖書」日本聖書刊行会発行（筆者の手許にあるのは、昭和五十五年四月一日一版一刷のもの）参考。同様に、泉田昭、宇田進、山口昇編「新聖書辞典」（この中のいとは社一九八五年）二二六頁。

因みに、日本聖書協会発行「旧新約聖書（改訳文語訳）」（手許にあるのは一九七七年版）では「義とせる」、「聖書（口語訳）」（一九七五年）では「義とする」、「共同訳」（一九七八年）では「正しごと/or」と、それぞれ訳されている。英訳聖書は、Authorized King James Version' Revised Standard Version等、「justify」、「証明せん」。⁵⁰

(2) 例えば D. Lührmann, "Gerechtigkeit III" in: *Die Theologische Realenzyklopädie* III (Berlin / New York : de Gruyter, 1984)

と初期ラビ文献や「義」の概念があるといわれている。旧約聖書に関するG. von Rad *Theologie des Alten Testaments I* pp. 382-95参照。

(34) J.D.G. Dunn, *Romans 1-8* p.41.

(35) 研究会での津村俊夫氏の御指摘に負ひてある。

(36) あたへトル語本文中の「**眞実**」(眞実も、眞実)を70人訳ギリシャ語訳も *δικαιοσύνη* としてある例がある(創世記11回:四九、ヨシュア記11回:十四、イザヤ書三八:十九、三九:八、タリエル書八:十一、九:十二)。勿論、ソエテク、ソエターカーの形容語にあたるツアッティーグにも同様の用例を認めることが出来る。例えば、第一「歴代記11:六、関連語全体を網羅する研究は、筆者の手に余る上、紙面の都合で省くことにやう。

(37) 共同体規則(IQS)十一:一一-一二、十一:一十五、感謝の詩篇(IQH)四:二二-二三、マルク書五:一'四'九、第一「**ハベカ書七**」;十回、ヤーゼの黙示録(ヤコブヤ語版トマスウバウ人生)二二:一、第四「**ハベカ書八**」二二:六-八。

B. Przybylski, *Righteousness in Matthew and His World of Thought* pp.13-76; E.P. Sanders, *Paul and Palestinian Judaism* pp.305-10; P. Stuhlmacher, *Gerechtigkeit Gottes bei Paulus*, pp.115, 141, 161, 175.

(38) J. Barr, *The Semantics of Biblical Language* 6 集加6 10-12、単語の意味より語源的立場から見ても、文脈によつて本来、
〔日本語〕「**ハベカ書八**」と翻訳される。

(39) Cranfield, A. *Critical and Exegetical Commentary on the Epistle to the Romans*, I, p.184; Dunn, *Romans 1-8* p.134; Wilckens, *Der Brief an die Römer (Röm 1-5)* p.166.

(40) Dunn, *Romans 9-16* p.587.

(41) Dunn, *Romans 1-8* pp.40-43.

(東京基督神学校講師)